

地域包括支援センター 管理者 各位
介護保険事業所 管理者 各位

伊丹市介護保険課

要介護・要支援認定申請書の提出時期について(お願い)

平素は、伊丹市介護保険事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険施行規則第 39 条および第 53 条(裏面参照)により、要介護・要支援認定の申請書の提出時期は、下記のとおりといたしますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 更新申請について

認定有効期間満了日の 60 日前から満了日までの間に申請することができます。60 日前が閉庁日になる場合は、翌開庁日より申請していただくことになります。(下表参照)

認定有効期間満了日	更新申請受付開始日	認定有効期間満了日	更新申請受付開始日
令和 7 年 5 月 31 日(土)	令和 7 年 4 月 1 日(火)	令和 7 年 11 月 30 日(日)	令和 7 年 10 月 1 日(水)
令和 7 年 6 月 30 日(月)	令和 7 年 5 月 1 日(木)	令和 7 年 12 月 31 日(水)	令和 7 年 11 月 4 日(火)
令和 7 年 7 月 31 日(木)	令和 7 年 6 月 2 日(月)	令和 8 年 1 月 31 日(土)	令和 7 年 12 月 2 日(火)
令和 7 年 8 月 31 日(日)	令和 7 年 7 月 2 日(水)	令和 8 年 2 月 28 日(土)	令和 8 年 1 月 5 日(月)
令和 7 年 9 月 30 日(火)	令和 7 年 8 月 1 日(金)	令和 8 年 3 月 31 日(火)	令和 8 年 1 月 30 日(金)
令和 7 年 10 月 31 日(金)	令和 7 年 9 月 1 日(月)	令和 8 年 4 月 30 日(木)	令和 8 年 3 月 2 日(月)
		令和 8 年 5 月 31 日(日)	令和 8 年 4 月 1 日(水)

上記より前の日付には受理できませんのでご注意ください。

2 新規申請、変更申請（要支援認定者の変更申請も含む）について

要介護・要支援認定申請が月初の開庁日である等の場合に限り、前月末の開庁日または当月最初の開庁日に提出することで、月初の日付を申請日として遡って受理いたします。

例 1：令和 7 年 6 月 1 日(日)付で新規申請をしたい場合、令和 7 年 5 月 30 日(金)または令和 7 年 6 月 2 日(月)に申請書を提出すれば、申請日を令和 7 年 6 月 1 日付として受理いたします。

例 2：令和 8 年 1 月 1 日(木)付で変更申請をしたい場合、令和 7 年 12 月 26 日(金)または令和 8 年 1 月 5 日(月)に申請書を提出すれば、申請日を令和 8 年 1 月 1 日付として受理いたします。

＜問い合わせ先＞

伊丹市介護保険課（認定・給付 G）

電話：072-784-8037（直通）

参考

介護保険施行規則

(要介護更新認定の申請期間)

第三十九条 要介護更新認定(法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定をいう。以下同じ。)の申請は、当該要介護認定の要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において行うものとする。ただし、同条第三項の規定により申請を行う場合にあっては、この限りでない。

(要支援更新認定の申請期間)

第五十三条 要支援更新認定の申請は、当該要支援認定の要支援認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要支援認定有効期間の満了の日までの間において行うものとする。ただし、同条第三項の規定により申請を行う場合にあっては、この限りでない。